

「社長の教祖」と呼ばれた経営コンサルの一倉定の有名な言葉に以下のものがあります。

「経費節約病」というのは多くの会社で繰り返される病気であり、不景気や業績低下時に重症となる

経費に焦点を合わせてこれを節減しようとしても、よほど放漫な会社を別にすれば経費を5%

節減しようとしたら、ほとんどの会社で日常活動に大きな支障をきたすことはまず間違いない。

事業の経営というものは、経費をおさえるという消極的な態度ではなく、売上を積極的に上げ、

利益を大きくすることこそ肝要である。経費をおさえることは極めて難しく、利益を上げる可能性は非常に大きいからである。

●効率化だけのためなら本末転倒？

これは「経費の節減が悪い」という意味ではありません。私ども yoko-so も積極的に DX に取り組んでいます。ただ、事業の経営とは内部を管理することではなく市場と顧客に対する活動であることを忘れず、経営者は必ず意識を社内ではなく社外（顧客）に向けるべきということを伝えているのだと思います。経営者が単純に経費節減や効率化に夢中になり過ぎている会社で成長している会社は見たことがありません。

例えば大企業のコールセンターを DX で効率化することにより 500 人いたオペレーターが 50 人で済めば 450 人分の人件費の削減という効果が生まれます。それは年間で何億、何十億円という利益を生み出すことになるかもしれません。

しかし、元々 20 人しかいない中小企業が DX を導入して業務日報や経費精算やいろいろな報告書の作成を効率化したとしても社員の残業代が軽減する程度の節減にしかなりません。社員数を減らすことはできません。もし社員数を減らすとなればただでさえ小さい企業がますます縮小して消滅する？方向に向かいます。

中小企業に必要なのは顧客を創造し、売り上げ利益を拡大するためにどう経費を使うのか？どんな投資を行うのか？を積極的に選択し続ける戦略と社長の覚悟なのではないでしょうか？

●未来事業費を最大に！

費用は単なる経費という観点からではなく、その使途と特性の分析からスタートしなければなりません。

日常の繰り返し業務の管理に使われる「管理的費用」、今日の収益をあげるために使われる「販売促進費」、未来の収益を上げるために使う「未来事業費」の三つに区分して社長の頭の中を整理する必要があります。

社長には三つの費用それぞれの活動に対する基本的な方針を決め、先頭に立って成果を生み出すために徹底的に戦う姿勢が求められます。管理的費用は DX 等を活用して節減や生産性向上に取り組む指示をすればよいのです。そして、販売促進費の効率化を最大限に追求する戦略と方針を明確にしなければなりません。また、最重要の未来事業費に対する大胆な投資こそが経営者に課せられた最大の「決断」なのだと思います。

同じ DX に取り組むのであっても、それは社内管理の効率化や生産性向上等単なる経費節減への取り組みだけではなく、顧客提供価値の向上に結びつく未来事業費に区分されるものでなければ意味がありません。

私たち経営者はドラッカーの「企業の目的は顧客の創造である」「企業の目的は企業の外にある」という言葉を忘れてはならないのです。決して社内管理だけに重きをおいてはなりません。

◆退職金制度の構築は、中小企業、個人事業主でも重要

昨今、人材確保・定着のために中小企業でも退職金制度の有無が重要視されています。退職金は、従業員の福利厚生だけでなく、経営者、役員の方の老後資金準備にも重要です。さらに2025年税制改正等で掛金等の増額等が2026年以降に予定されており、退職金制度を導入する企業は増加すると予想されます。そこで今回は、中小企業、個人事業主の方が利用しやすい退職金制度をご案内いたします。

● 中小企業、個人事業主様向けの退職金制度

一般に退職金制度は上場企業や大手企業の制度だと思われてきました。しかし現在は、中小企業でも短期間で導入できる退職金制度が複数ございます。今回は、代表的な退職金制度をご紹介いたします。

名 称	主な内容と特徴 *掛金等は2025年11月末時点の金額を使用	主な加入条件 *下記以外の条件あり
企業型DC (企業型確定拠出年金)	<ul style="list-style-type: none"> ○掛金分は、給与額面がさがり、<u>社会保険料</u>、<u>所得税</u>、<u>住民税</u>の負担減 <u>*会社の社会保険料の負担も減</u> ○掛金：3,000円～55,000円/月 ○加入者自身が、運用商品を選んで運用 ○運用益は非課税（通常は、約20%課税） ○60歳以降しか引き出しできない（加入期間で異なる） ○退職所得控除や公的年金等控除が受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○役員のみの1人法人も利用OK ○厚生年金加入必要 など
はぐくみ企業年金 (確定給付企業年金制度)	<ul style="list-style-type: none"> ○掛金分は、給与額面がさがり、<u>社会保険料</u>、<u>所得税</u>、<u>住民税</u>の負担減 <u>*会社の社会保険料の負担も減</u> ○掛金：1,000円/月～給与の20%まで（上限40万円/月） ○<u>退職時、休業・休職時などに受け取れる</u>（条件あり） ○運用の責任は企業が負う。（積立不足時） ○退職所得控除や公的年金等控除が受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金の加入対象者が3名未満の法人は加入不可 ○役員のみ法人は加入不可 ○個人事業主 加入不可 など
i De Co (イデコ)	<ul style="list-style-type: none"> ○会社員の掛金：5,000円～23,000円/月 ○個人事業主の掛金：5,000円～68,000円/月 ○所得税、住民税の負担減 ○加入者自身が、運用商品を選んで運用 ○運用益は非課税（通常 約20%課税） ○退職所得控除や公的年金等控除が受けられる ○60歳以降しか引き出しできない。（加入期間で異なる） 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として日本在住の20歳以上60歳未満の国民年金被保険者 ○60歳以降も国民年金の任意加入被保険者であれば加入可能 ○厚生年金に加入している会社員や公務員は、60歳を過ぎても加入可能
小規模企業共済	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための積み立てによる退職金制度 ○掛金：1,000円/月～70,000円/月 ○所得税、住民税の負担減 ○積立金から低金利の貸付制度を利用できる 	<ul style="list-style-type: none"> ○業種によって加入条件が異なります。（従業員数など） ○役員や個人事業主以外の従業員は、加入不可
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業退職金共済制度（中退共） ○セーフティ共済（倒産防止共済）や各種保険（通増定期保険、長期平准定期保険、終身保険、養老保険など）の活用 	

● 企業にあった退職金制度を選ぶことが重要

退職金は、誰のための制度か？従業員さん向けの制度か、役員や経営者向けの制度か、目的によって選択する退職金制度も異なります。各制度の特徴を把握して自社にあった選択をご検討ください。また、上記制度は併用できるものもございますので（例：小規模企業共済とイデコなど）、組み合わせて運用することも有効です。

● 導入に関しての協力

企業型DCや、はぐくみ企業年金などは、導入までに5～6か月かかり従業員さんへの説明も必要になるため、専門家への協力依頼をお勧めします。弊社でも企業型DCを数年前に導入しましたが、専門家の協力を受けて導入しました。継続して従業員への教育や従業員からの相談サポートをしていただいております。

● 最後に

2025年税制改正などをみると、今後も退職金制度は拡充されることが予想されます。2026年にむけて退職金制度の導入を検討してみてはいかがでしょうか。

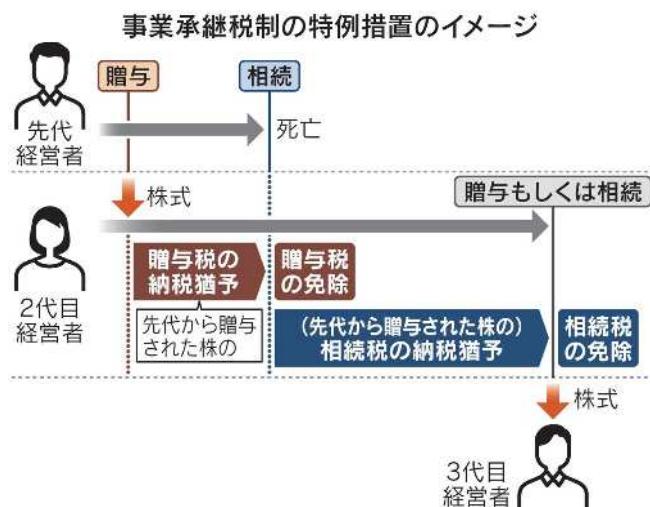
ご不明な点等は、弊社担当者へお問い合わせください。

★ 事業承継税制「特例措置」特例承継計画書の提出期限が迫る

事業承継税制（特例措置）の適用を受けるための特例承継計画書の提出期限が 2026 年 3 月 31 日と、残り 3 か月に迫っています。2023 年 6 月、10 月のニュースレターでも事業承継税制に触れましたが、改めてこの制度について解説します。

● 事業承継税制とは

中小企業の経営者にとって、事業承継は「いつか必ず訪れる経営課題」です。しかし、実際には株式の移転方法や税負担への不安から、検討が先送りされるケースが多く見られます。こうした不安を大きく軽減できる制度が、『事業承継税制（特例措置）』です。この特例措置を活用すると、自社株式（非上場株式）の承継時にかかる贈与税・相続税について最大 100% の納税が猶予され、後継者は税負担を気にせず経営に専念することができます。株価が高いほどインパクトは大きく、承継後の成長戦略にも差が生まれます。



（出典：2023年10月1日付の日本経済新聞）

● 事業承継税制（特例措置）の適用を受けるには

この制度を使うには、2026 年 3 月 31 日までに特例承継計画を提出する必要があります。特例承継計画と聞くと「本格的な承継内容まで固めないと提出できないのでは」と不安に思われる方もいますが、実際はそこまで複雑な書類ではありません。後継者候補や承継の方向性、将来の経営方針などを整理してまとめるシンプルな内容です。また、計画提出後に内容が変わったとしても後継者変更も含めて柔軟に修正可能です。

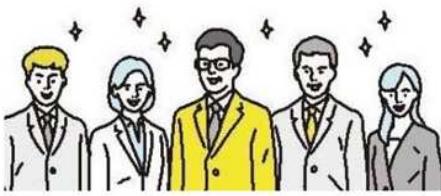
● 迷うくらいであれば提出してしまいましょう

特例承継計画は「迷うくらいなら、まず提出しておくべき書類」なのです。計画通りに承継できなくても罰則はありません。特例措置は将来の事業承継を円滑に進めるための“保険”に近い性質を持っています。また、実際に贈与や相続を行う前には、株価評価や株主構成の整理、後継者教育など、多くの準備が必要です。これらには一定の時間（5～10 年）がかかるため、計画提出だけ先に済ませて選択肢を確保し、その後時間をかけて承継設計を進めるという進め方が合理的です。

● 備えが企業を守る

経営者が高齢化する中、事業承継は避けて通れない経営判断です。特例措置は税負担を軽減するだけでなく、承継後の成長投資に資金を回しやすくするという効果も持っています。制度を利用するか否かで、後継者の経営の自由度や企業価値向上のスピードにも差が生じます。当事務所では、制度の適用可否の判断、特例承継計画の策定支援、株価評価、承継スケジュールの設計など、一連のサポートを提供しています。特に、期は、是非一度ソリューション事業部にご相談ください。

今月の yoko-so



■ 共育プログラム合格発表！

10月の社内報にて、共育プログラムが始動したことをお伝えしました。このプログラムは、主に新卒社員・業界未経験社員を対象に、お客様を担当するうえで必要となる基礎力を身につけることを目的としています。約2週間の講義を全7回受講し、最終の第8回目には、お客様担当となるための「卒業試験」が行われます。卒業試験では、山本所長を企業の社長に見立て、決算予測を行う実践形式の内容となっており、合格者のみが晴れてお客様担当者となります。yoko-soでは毎年このプログラムを実施しており、今年も例年どおり開催されました。今年は5名が参加し、そのうち2名が見事合格を果たしました。写真左から、入社1年目の後藤、同じく入社2年目の角井です。2人とも中途入社ではありますが、会計業界は未経験の状態でのスタートでした。分からることも多い中、努力を重ね、無事来年からお客様担当として活躍することになります。今後は外部でお客様と関わらせていただく機会も増えていきます。お客様のサポートを全力で行ってまいりますので、引き続きご指導・ご支援のほど、何卒よろしくお願ひいたします。



■ 税理士試験合格発表！



11月28日、今年8月に実施された税理士試験の合格発表が行われました。年々科目合格者が増えているyoko-soですが、今年はなんと6名もの科目合格者が誕生しました。みなさん、本当におめでとうございます！

写真の右側から順に、

庄山（法人税法 合格）、藤田（法人税法 合格）、腰越（財務諸表論 合格）、笹野（法人税法 合格）、後藤（消費税法 合格）、高野（財務諸表論 合格）です。

合格したメンバーは、この1年間、地道な努力を積み重ね、見事に成果を掴み取ってくれました。今後も税理士として活躍し、お客様のビジョン実現を力強くサポートできる存在となれるよう、引き続き励んでまいります。

冷気が一段と深まり、冬の訪れを感じる日々ですが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。10月の社内報では新たなメンバーをご紹介しましたが、11月にも新たに2名のアシスタントが入社しました。仲間が増えたことで、より一層パワーアップしていくものと思います。また、11月は上記以外にも複数のイベントがありました。yoko-soではほぼ毎月、社内勉強会などの研修を実施していますが、11月は外部講師を招いて資産運用に関する研修を行いました。「なぜ資産運用をすべきなのか」という基本から、DC・NISAの活用方法まで幅広く学べる内容で、会計・税務とも関連性の高い分野ということもあります。とても興味深い研修となりました。会計税務以外の知識も積極的に吸収し、今後の業務に生かしていきたいと感じています。

担当：井汲

次号予告・お知らせ

12月は、毎年恒例となっている社員旅行が開催されます。入社2年目のメンバーが幹事を務め、今年は1泊2日で千葉県へ行く予定です。1日目は東京ディズニーシーを満喫し、宿泊は「リソルの森」のコテージを利用します。焚火などの設備も整ったとてもおしゃれな施設で、例年とは一味違った社員旅行になりそうです。

また、12月からは年末調整業務が始まり、いよいよ繁忙期に突入します。3月の確定申告まで続く長い期間となりますが、無事に乗り切れるよう、社員一同取り組んでまいります。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

「 最終的に人が必要とするのは「知恵」ではなく「覚悟」 」

迷ったときには頭を使わず心を使って腹で決める… 頭を使えば計算(言い訳、誤魔化し)することになる。決めるとは決断、あるがままを受け入れ決めて退路を断ち切ること。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o 1. 2 1 2)

★ 12月も残すところわずかとなり、年末のご挨拶を申し上げます。本年は国際情勢や経営環境の変化が続く中、皆さまより多大なるご支援を賜り、心より深く感謝申し上げます。来年もお客様に寄り添いながら、確かな価値の提供とともに共創と成長を目指して全力で尽力してまいります。寒さが厳しい時期ではございますが、どうぞご自愛いただき、健やかに良い新年を迎えていただければと思います。 (NAMIZAKI)

★ 先日、事務所で里親をしているカンボジアの SAJ 「夢追う子どもたちの家」へ行ってきました。学校に着くと直ぐに子供達が近くに来てくれました。一人の子どもが満面の笑みで私の左手をぎゅっと握り、右の腰をしっかりと掴んでくれました。今でもその手の感触が忘れられません。帰るまで一緒にいてくれましたので、最後は溢れる涙が止まりませんでした。今後、どう関わっていけるか思案です。 (NISHIO)

★ 先日、大手結婚式場の経営企画の方と知り合ったのですが、推し活でアニメキャラと結婚式を挙げたいという問い合わせがあったそうです。式場を借りて 3D 映像を流し、参列者は推し活仲間。誓いの言葉や指輪交換まで本格的に行うケースもあるとか…。推しへの愛の形は本当に多様で、好きなものを好きなように祝える時代になったのは、人の新しい進化なのかもしれませんね。 (TOCHIKURA)

★ 今年の社員旅行はディズニー・シー&リゾルの森(千葉)でした。幹事から行先を聞いたときはどうなることかと思いましたが、誰もが楽しめるようにチーム編成をしたり、ゲームを企画したり。たくさんコミュニケーションが生まれてほしいという幹事の意図通りの旅行となりました。リフレッシュもだったので、繁忙期を元気に走り抜けます。今年もお世話になりました。来年もよろしくお願ひいたします。 (YAMAMOTO)

★ 昨年亡くなった家の遺産で寄贈したカンボジアの小学校の開校式に、事務所の代表二名、小学校からの友人二名、長女と孫、事務所のOB 税理士、クライアントの社長と、私も含めて計9名で行ってきました。わざわざカンボジアまで強行軍のスケジュールに参加していただいた友人や仲間やお客様に心から感謝です。また、たくさんの皆様から学校に届ける衣類や備品や文房具をご寄付いただき心から御礼を申し上げます。



すべてを大切に持参し校長先生や村長さんに渡しました。学校を建設した村は首都プノンペンから車で6～7時間かかるベトナム国境に近いカンボジアでも最貧の村の一つです。訪問した家庭の一つは親子6人暮らしで中学二年の次男は兄弟のために通学をせず働いているとのこと。家族の月収は30 ドルに満たず国際的な貧困ラインの 2.15 ドル/日を大きく割り込むその日の食事にも困る生活です。このご縁を大切に、この村のためにできる限りの支援をしていこうと思います。たくさんのご縁に感謝。 (IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

＜ 横浜総合ASP推進センター ／横浜総合M&Aセンター ＞

セミナーのご案内

★ “数字で未来を描き、理念が未来を動かす”

～1日で“動く中計”をつくる実践直結セミナー！～

講師：税理士法人横浜総合事務所

日時：2026年1月15日(木)・2月12日(木)／10時00分～18時00分

場所：横浜総合事務所 セミナールーム

参加費：一般 55,000円／顧問先 27,500円 ※当日お持ちください

★ “未来を切り拓く！” 現状分析と数値計画策定 実践講座

～会計を通して自社の未来を考え経営するキッカケ作りに！～

講師：税理士法人横浜総合事務所 パートナー事業部 リーダー 大川 駿平

日時：1月26日(月)／13時00分～15時00分

場所：Zoom を活用したオンラインセミナー

参加費：無料 ※弊社関与先以外の方は事前に会計データをいただきます

★ “日本政策金融公庫の融資担当者が来社！” 融資相談会『一日公庫』

～経営に必要な資金調達のヒントがここに！～

講師：税理士法人横浜総合事務所 パートナー事業部 中小企業診断士 常平 剛

日時：2026年1月27日(火)／9時00分～17時20分

場所：横浜総合事務所 セミナールーム

参加費：無料

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越豊司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、税理士法人東京クロスボーダーズ

ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) みらいコンサルティンググループ 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕閣内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 ／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

Note(毎月更新)、facebook(毎日更新)にもつながります

未来を切り拓く！

体験型
セミナー

現状分析と数値計画策定 実践講座

会社の試算表が実績確認だけのものになってしまいませんか？

過去分析、現状分析をすることで自社の強みや課題を特定し、意思決定や戦略立案に役立てるることができます。

現状分析をして数値計画に落とし込むことで思い描く未来に近づくためのヒントが得られる実践講座となっております。

当日は担当者と一緒にデータ分析と単年度計画の作成をします。

2026年1月26日(月)

13:00-15:00

セミナー概要

1. 導入講義

- ・現状分析、予実対比の大切さ

2. 現状把握（過去、現在）

- ・3期分析、売上、原価、人件費、戦略固定費の分析

3. 単年度計画の作成

- ・分析を基に単年度計画の作成



・場所 : Zoomを活用したオンラインセミナー

・開催日 : 毎月25日 13:00~15:00

・参加費 : 無料

注) 関与先以外の方は事前に会計データを頂きます。

・申込方法: 弊社ホームページから

講師:大川駿平

パートナー事業部 グループリーダー

主催 : 税理士法人横浜総合事務所



現状分析→理念・戦略→数値化→実行計画まで、

この1日で“カタチ”に。

「数字で未来を描き、理念が未来を動かす」

1日で“動く中計”をつくる 実践直結セミナー！

こんな方に

- ✓ 中期経営計画が「作って終わり」になっている
- ✓ 5年の成長テーマと数値を現場まで落とし込みたい
- ✓ KPI・施策の優先度まで一気通貫で決めたい

セミナーの
ポイント

(持ち帰れるもの)

中計サマリーシート

(現状分析結果／戦略／数値計画／主要施策)

日時 2026年

1. 15 • 2. 12

10:00-18:00

会場

横浜総合事務所 セミナールーム

横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル10F

定員

3社 (先着順)

対象

経営者・役員・事業責任者

参加費

一般：55,000円／顧問先：27,500円 (期間限定 50% OFF)

特典

受講後 30日以内のフォロー 個別相談 (1時間/1社)付き

当日の流れ (1日版)

[午前]

- イントロ／成功要素の確認
- 外部環境・内部環境分析 (SWOT)
- 経営理念・事業目的の検証

[午後]

- 中期ビジョン、戦略の設計
- 3年数値ラフ (単価 × 数量／粗利／販管費・人員・投資)
- 施策ポートフォリオの検証 (バランススコアカード)
- ガバナンス設計 (組織、管理体制)

期待できる効果

- ✓ 計画の「実行性強化」
誰が・いつまでに・何で測るかが明確に
- ✓ 財務と現場KPIの一本化でブレない運営
- ✓ 見直し基準が決まり、
走りながら改善できる体制移行

お問い合わせ

Phone 045-641-2505
税理士法人 横浜総合事務所／栃倉・常平

税理士法人横浜総合事務所
www.yoko-so.co.jp

TEAM
yoko-so
変わらないは、つまらない。

「中期経営計画立案セミナー」参加申込書

FAX・Eメール・QRコードのいずれかの方法でお申し込みください。

FAXの
場合

下記申し込み欄にご記入いただき、そのままFAXにて送付ください。

FAX番号：045-641-2506

フリガナ			
貴社名			
フリガナ			
所在地			
フリガナ		部署 ・ 役職	
参加者名 経営者・役員・ 事業責任者限定			
TEL		FAX	
メールアドレス			
他・連絡事項			

Eメール
の場合

①貴社名 ②部署・役職 ③参加者名 ④電話番号 ⑤ご相談事項を
下記のEメール宛てにお送りください。

Eメール：info01@yoko-so.co.jp

QRコード
の場合

お申し込みはコチラから »



(個人情報の取扱いについて)

当社は収集いたしました個人情報を①[セミナー運営のため]②[お問い合わせのあった事案に対する回答のため]③[お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のため]に使用いたします。収集した個人情報について、本人の同意なく第三者に開示又は提供することはいたしません。あらかじめご確認ください。

お見積もり、初回相談は無料で承ります。お気軽にお電話ください。

ご不明な点はお気軽にご相談ください。

税理士法人 横浜総合事務所

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 209 帝蚕閣内ビル 10F

TEL. 045-641-2505

FAX. 045-641-2506

税理士法人横浜総合事務所

TEAM
yoko-so

変わらないは、つまらない。

www.yoko-so.co.jp

見える経営、変わら未来

会計データを登録するだけで、始める経営の見える化



調査方法:インターネット調査 調査期間:2024年1月26日～1月30日 アンケートモニター提供元:ゼネラルリサーチ 調査対象:中小企業経営者1,068名、経理担当者1,002名、会計事務所(経営者・社員)1,003名 対象選定方法:アンケートを基に所定の条件に合致する対象者を抽出



毎月の数字が確定したら

会計ソフトのデータを
ビサイド
bixidにあげるだけ!



A-SaaS エッサム エプソン 応研 会計王 クラウド発展会計 JDL

シスプラ TKC ジョブカン会計 フリーイウェイ MJS etc...

bixid
business intelligence × identity
ビサイド

40メーカー
80会計ソフト
に対応

bixidで実現

経営に役立つ 4つの見える化!

01 利益の見える化

スマホ対応

損益計算書の見かたを変えるだけで、多くの経営課題を発見することができます。bixid(ビサイド)を使うと、毎月の損益計算書がビジュアル化され、前年実績と対比しながら売上・原価・経費・利益の状況を把握することで、新たな経営課題を発見できます!



03 返済予定の見える化

スマホ対応

資金繰りを改善するためには、借入金の返済予定を把握することが第一歩となります。bixidを使うと、借入明細を登録するだけで、目先の月別返済予定から数年先の借入金残高まで、いつでも把握することができます!



04 売上の見える化

お問い合わせ・質問

bixidについて、詳しく説明を聞きたいという方は弊社までご連絡ください。

お問い合わせ先

TEL045-641-2505

税理士法人 横浜総合事務所 担当 今井、大川、鈴木（博）

bixid（ビサイド紹介）



お問い合わせ・質問



融資相談会 『一日公庫』のご案内

税理士法人横浜総合事務所では、**日本政策金融公庫 横浜支店**と連携し、以下の日程で融資相談会『一日公庫』を開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

日 時： 令和8年1月27日(火)

9:00～17:20

会 場： 税理士法人横浜総合事務所
神奈川県横浜市中区山下町 209
帝蚕関内ビル 10F

参加費： 無料

申込み： 要（裏面の QR コードまたは参加申込票を FAX 下さい）

「融資相談会」の特徴

- 税理士法人横浜総合事務所様に日本公庫の融資担当者がお伺いし、融資や事業に関するご相談を承ります。
- 融資制度全体にかかるお問い合わせや創業に関するご相談なども可能です。
- 事前に決算書等の資料を提出いただければ、より迅速に融資審査結果をご連絡できます。

ご相談内容の例

- 受注が増えて忙しくなりそうなので、仕入資金を手当したい。
- 従業員へボーナスを出そうと考えているので、その資金を準備したい。
- 生産性向上のため、最新工作機械を導入したい。
- 設備が老朽化したので、新しいものに買い替えたい。

お申込方法は、裏面をご覧ください。

下記の QR コードからお申し込みください。

または、下記の参加申込票にご記入いただき、そのまま FAX にてご送付ください。

お申し込みはコチラから →



FAX番号：045-641-2506

----- 参加申込票 -----

お名前(会社名・屋号)	代表者名
ご住所:	お電話番号:
業種:	
該当項目の□に「✓」を付けてください。	
<input type="checkbox"/> 相談会に参加を希望する。(ご希望の時間帯をお選びください)	
→・日にち 1月27日(火)	
→・時間帯 <input type="checkbox"/> 9:00~10:20 <input type="checkbox"/> 10:30~11:50 <input type="checkbox"/> 13:00~14:20 <input type="checkbox"/> 14:30~15:50 <input type="checkbox"/> 16:00~17:20	

ご記入いただいたお客様の情報は、税理士法人横浜総合事務所および日本政策金融公庫が以下の利用目的の範囲内で利用いたします。

1 本相談会の実施・運営

2 アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供

3 融資制度・セミナー等のご案内のためのダイレクトメール・メルマガの発送等(任意)

※上記3の利用目的に同意されない方は、右の□に「✓」を付けてください。 □前3の利用目的で利用することに同意しません。

お問合せ先：税理士法人 横浜総合事務所 担当：常平 TEL：045-641-2505

理念経営セミナー

～合宿版～

社長の人生理念が、
未来を切り拓く経営理念となる

成長する企業の条件は、社長個人の人生理念を明確にし、これを基盤として、自社の経営理念から日々の経営までが一気通貫するブレない軸に貫かれていることが必須です。他社からの借り物ではなく社長が命を削って戦える基盤となる御社の真の経営理念を創ってみませんか？

2.18 ▶ 2.19

13:00 水

17:00 木



【講師】 泉 敬介

税理士、M&Aシニアアドバイザー、MA監査プランナー、FP
TEAM Myoko-so CEO

税理士法人横浜総合事務所創業者
中小企業の発展と個人の真の豊かさの実現のために自由と自立をコンセプトとした法人・個人の未来会計業務を提供している。

参加資格：企業のTOP（経営者、後継者、後継予定者）

定員：限定6名

会場：税理士法人横浜総合事務所セミナールーム

参加費：165,000円（税込）※宿泊費、1日日夜懇親会費含む

主催：(株)横浜総合エクスペリエンス

税理士法人横浜総合事務所

申込方法：弊社ホームページから

連絡先：045-641-2505 担当：小川

※詳しい内容が知りたい方は気軽にご連絡ください。



変わらないは、つまらない。

合宿版 理念経営セミナー

STEP
01

個人の価値観の整理

生まれてから今日までの自分を形作る出来事の振り返りをしていただき、TOP個人が大切にしている在り方・生き方を整理していただきます。



ディナーミーティング

1日目の総括として参加者中心にざくざくばらんに振り返りをしていただきます。また、代表の泉をはじめyoko-soメンバーが壁打ち相手となり、価値観の整理のお手伝いをさせていただきます。



宿泊

会場近くのホテルを手配いたします。※詳細は決まり次第ご連絡いたします。



STEP
02

経営目的の整理

なぜ会社を経営しているのか、個人ではなく組織で目指すものは何かを整理していただきます。



STEP
03

経営理念の作成

STEP01.02で整理した材料を基に会社が大切にする価値観や行動指針を作成していただきます。



STEP
04

経営理念の浸透・運用

経営理念作成後、組織の社風とするための取り組みや活用方法を紹介させていただきます。



本セミナーは1DAY形式で過去4回開催し、ご参加いただいた皆様から好評をいただいております。しかし、1日では考えを整理する時間が足らず、経営理念の作成まで至らないとのご意見を多数いただきました。そのような経緯から今回合宿版（2DAYS）を開催する運びとなりました。